

特別養護老人ホーム ラ・メール小中野 令和8.6.1～

月額料金早見表 (30日計算)

介護保険適用となる費用	日毎算定 ※1	施設介護サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		日常生活継続支援加算(Ⅰ)	600	671	745	817	887
		夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	36	36	36	36	36
		看護体制加算(Ⅰ)イ	41	41	41	41	41
	日毎算定費用計 (1ヶ月(30日)あたり)		677 (20,310)	748 (22,440)	822 (24,660)	894 (26,820)	964 (28,920)
	月毎算定	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	40	40	40	40
		生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	10	10	10	10
	月毎算定費用計		50	50	50	50	50
	日毎算定+月毎算定合計 (1ヶ月(30日)あたり)		20,360	22,490	24,710	26,870	28,970
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)□ ※2 上記日毎算定+月毎算定合計×17.6%		3,583	3,958	4,349	4,729	5,099
A 介護保険適用費用月額 ※3		23,943	26,448	29,059	31,599	34,069	
※1 初回利用時のみ30日を限度として『初期加算』(30/日)を算定いたします。 ※1 入所時に一度だけ『安全対策体制加算』(20/回)を算定いたします。 ※1 利用期間中に外泊される際、月に6日を限度とし外泊時加算(246/日)を算定する場合がございます。 ※1 療養食(該当者のみ)を提供する際、療養食加算(6/回)を算定いたします。 ※2 介護職員等処遇改善加算は目安となります。(加算により変動いたします) ※3 『介護保険適用費用月額』の負担割合は、所得に応じて1割、2割、3割の負担段階が決定されます。							

食費・居住費	日毎算定	食費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
		個室居住費	300	390	650	1,360	1,445
		多床室居住費	380	480	880	880	1,231
	食費・居住費(個室)合計		680	870	1,530	2,240	2,676
	B-① 月額(30日計算)		(20,400)	(26,100)	(45,900)	(67,200)	(80,280)
食費・居住費(多床室)合計		300	820	1,080	1,790	2,360	
B-② 月額(30日計算)		(9,000)	(24,600)	(32,400)	(53,700)	(70,800)	

C その他の費用	日用品費	実費					
	行事等活動費	実費					
	医療費(治療及び健康診断料)	実費					
	理美容代	散髪代	実費				
	顔そり代	実費					

※A(介護保険適用費用月額)+B(食費・居住費の月額)+C(その他の費用)=月額料金となります。

※Bは①(個室)、②(多床室)のどちらかを算定いたします。

月額料金目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	個室	44,343	46,848	49,459	51,999	54,469
	多床室	32,943	35,448	38,059	40,599	43,069
第2段階	個室	50,043	52,548	55,159	57,699	60,169
	多床室	48,543	51,048	53,659	56,199	58,669
第3段階①	個室	69,843	72,348	74,959	77,499	79,969
	多床室	56,343	58,848	61,459	63,999	66,469
第3段階②	個室	91,143	93,648	96,259	98,799	101,269
	多床室	77,643	80,148	82,759	85,299	87,769
第4段階	個室	104,223	106,728	109,339	111,879	114,349
	多床室	94,743	97,248	99,859	102,399	104,869

[利用者負担段階]

- 第1段階＝世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方
- 第2段階＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
- 第3段階①＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の方
- 第3段階②＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超の方
- 第4段階＝市町村民税課税者が世帯にいるか、本人が市町村民税課税者の方(44,400円)
- 第4段階＝年収入額が約770万円超約1,160万円未満の方(93,000円)
- 第4段階＝年収入額が約1,160万円以上の方(140,100円)
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：1割負担は年金収入年額280万円未満
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：2割負担は年金収入年額280万円以上340万円未満
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：3割負担は年金収入年額340万円以上